

飼養保管施設設置承認の主な判断基準

動物実験規則第3条(2)：実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう

- 1) 実験動物管理者（規則第3条(11)：実験動物に関する知識及び経験を有する教員で、管理者(= 部局等の長)を補佐し、実験動物の管理を担当する者)
実験動物関連の法規制、人獣共通感染症を含む実験動物感染症、遺伝・育種、生理・生態・習性、飼育管理技術並びに診断等に関する実験動物全般の知識を持っている者。複数の飼育室及び動物実験室をまとめて飼養保管施設とした場合、これら全室を管理対象とする。実験動物に関する資格や経験を有する者が望ましい（例：実験動物医学専門獣医師、実験動物技術者、実験動物管理者等研修会受講者、学内の動物実験教育訓練及び各飼養保管施設利用講習会受講者）。実験動物管理者が管理者を兼ねる場合、実験動物管理者等研修会を受講する。
- 2) 飼養者（3条(12)：実験動物の飼養又は保管に従事する者)
実験動物とその飼育管理技術に関する知識と経験を有する者（例：実験動物技術者、動物看護師、実験動物管理者等研修会受講者、学内の動物実験教育訓練及び各飼養保管施設利用講習会受講者）。小規模の飼養保管施設では、実験実施者が飼養者を兼ねることがある。
- 3) 飼育室の床、内壁の構造（20条(3)：清掃等が容易な構造で、器材の洗浄、消毒等を行う衛生設備を有すること）
 - * 耐水、耐薬性の材料を用いていること
不適当な材料例と施工例→○床：ビニール床タイル、セメント床、タイルカーペット
ビニールシートの電気溶接不良、塗り床の亀裂、裂け目
○壁：ジョイント部分が防水剤で施工されてない壁、石膏ボード
 - * 実験動物が傷害等を受ける恐れがない構造
 - * 清掃、消毒が容易にできること
 - * 水洗を行う場合は速やかに乾燥可能な構造であること（排水口があるのが望ましい）
- 4) 飼育室の温度と換気（20条(1)：適切な温度、換気を保つことができる）
 - * 温度の制御機能を有する空調機が設置されていること
目標値の例：○マウス・ラット・ハムスター・モルモット 20～26℃
○ウサギ 18～24℃
○サル・ネコ・イヌ 18～28℃
 - * 換気装置が設置されていること
- 5) 飼育室の明暗時間（20条(1)：適切な明るさを保つことができる）
 - * 明暗時間の制御機能を有する装置が設置されているのが望ましい
 - * 窓がないこと。ある場合は適切な素材で遮蔽されていること
 - * 作業上暗すぎず、飼育環境上明るすぎないこと（例：40～85cmで150～300ルクス）
- 6) 飼育用設備（20条(2)：動物種、飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること）
 - * ケージ等飼育設備は、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」に則し、個々の実験動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく、泳ぐ等日常的な動作を容易に行うための広さ及び空間を備えること
 - * 特に、過密飼育の防止につとめること
- 7) 逸走防止策（20条(4)：実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること）
 - * 出入り口に取り外しのできる木製又は金属製等のネズミ返し（高さ：40cm以上）、又は前室が設置されていること
 - * 床や排水口から動物が脱出しない構造であること
 - * 捕獲網やネズミ粘着シート等が置かれていること
 - * 霊長類のケージは施錠できるものとし、飼養時は施錠すること
- 8) 廃棄物（20条(5)：廃棄物による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられて

いること)

*動物死体や床敷き等の廃棄物を一時的に凍結保存するため、死体用のフリーザーを保有すること

9) 飼養保管マニュアル(25条:飼養保管マニュアルを定め、動物実験実施者や飼養者に周知し遵守させること)

*各飼養保管施設に適した飼養保管マニュアルであること

*飼養保管マニュアルを関係者に掲示等で周知し遵守させること

(1) マニュアルに、以下の記録・保存書類等について記載され、かつ必要な書類を保有していること

① 動物搬入時の検疫あるいは定期微生物検査等に関すること、およびその書類の保有

② 動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関すること、およびその書類の保有

③ 飼育室の環境条件に関すること

④ 飼育管理の方法に関すること

⑤ 動物の健康管理の方法に関すること

⑥ 逸走防止措置と逸走時の対応について

⑦ 廃棄物および廃棄物処理に関すること

⑧ 施設・設備の保守点検に関すること

10) 緊急時対応マニュアル(35条:地震、火災等の緊急時にとるべき措置の計画を作成し周知すること等)

*地震、火災等の緊急時にとるべき措置の計画を定めること(学内外の担当部署との連絡系統等を含む)

*咬傷等の事故発生時に必要な医薬品類を配備すること

*感染症の疑いで受診する場合、問診時に動物実験や飼養に携わっていることを伝えるよう指導すること

11) 飼養保管施設の掲示等

*飼養保管施設に部外者が立ち入らないよう掲示や施錠等により入室者限定措置を講じていること

○ 労働安全衛生にかかる事項については、総合安全衛生管理委員会又は各地区の衛生委員会に確認すること。

○ 申請内容の変更について

*申請内容に変更が生じた場合、書面での手続きが必要

*飼養保管施設の場所の変更については事前の新規申請が必要

*動物種の追加及び匹数の大幅な変更、安全管理の必要な実験(感染・組換え・放射線・発癌等化学物質)の区分変更、実験動物管理者の変更については、変更内容を明記した書類による変更申請が必要

*必要に応じて、動物実験委員会が再度現地を調査する

改 2018.9

実験室設置承認の主な判断基準

動物実験規則第3条(3): 実験動物に実験操作(2日程度の一時的保管を含む。)を行う動物実験室をいう。

1) 実験室責任者

実験動物関連の法規制、人獣共通感染症を含む実験動物感染症、遺伝・育種、生理・生態・習性に関する知識を持っている者。教室主任で実験動物に関する資格や経験を有する者が望ましい(例: 学内の動物実験教育訓練受講者等)。実験動物の購入や搬入に関し責任をもち、その実験室内で(実習室を含む)実施される実験(哺乳類・鳥類・爬虫類以外の動物使用実験、組換え実験、病原体等使用実験等)の概要を把握する。

2) 実験室の温度環境(20条(1): 準用)

一時保管の内容によっては、飼養保管施設に準じた要件が望ましい場合がある。

3) 実験室と実験台(規則第22条(2): 排泄物、血液等による汚染に対して、清掃及び消毒が容易な構造であること)

* 耐水、耐薬性の材料を用いていること

不適当な材料例と施工例→○床: ビニール床タイル、セメント床、タイルカーペット
ビニールシートの溶接不良、塗り床の亀裂、裂け目

○壁: ジョイント部分が防水剤で施工されていない壁、石膏ボード

* 実験台は消毒が容易にできる材質のものとする

4) 逸走防止策(22条(1): 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること)

* 出入り口に取り外しのできる木製又は金属製のネズミ返し(高さ: 40cm以上)、又は前室が設置されていること

* 床や排水口から動物が脱出しない構造であること

* 捕獲網やネズミ粘着シート等が置かれていること

5) 廃棄物の処理(22条(3): 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること)

* 動物死体、汚水、糞尿、床敷、注射針等について適切な処理を講じていること

* 動物死体や床敷き等の廃棄物を一時的に凍結保存するため、死体用のフリーザーを保有すること

6) 臭気防止策

* 換気装置を設置するなど、臭気対策を講じていること

7) 緊急時対策

* 咬傷等の事故発生時に必要な医薬品類を配備する

* 感染症の疑いで受診する場合、問診時に動物実験に携わっていることを伝えるよう指導する

○ 労働安全衛生にかかる事項については、総合安全衛生管理委員会又は各地区の衛生委員会に確認すること

○ 申請内容の変更について

* 申請内容に変更が生じた場合、書面での手続きが必要

* 飼養保管施設の場所の変更については事前の新規申請が必要

* 動物種の追加及び匹数の大幅な変更、安全管理の必要な実験(感染・組換え・放射線・発癌等化学物質)の区分変更、実験動物管理者の変更については、変更内容を明記した書類による変更申請が必要

* 必要に応じて、動物実験委員会が再度現地を調査する

改 2018.9